

日本労働組合総連合会山梨県連合会(略称連合山梨)

No,369 2022.3.3

# the things of the second secon

安心社会へ 新たなチャレンジ ~すべての働く仲間とともに「必ずそばにいる存在」へ~

# 2022春季生活闘争

# 2 3 THU

### 春季生活闘争セミナー&闘争開始宣言集会



# 未来をつくる。みんなでつくる。





2月3日(木)に連合山梨は、ジット甲府プラザステージホールにおいて、約150名の参加のもと、2022春季生活闘争に向けたセミナーと合わせ闘争開始宣言集会を開催し、本格的に春闘の取り組みをスタートさせました。

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として会場参加の他に、 Web (Zoom) 参加も可能とした形式で行いました。

冒頭、窪田会長は、"新型コロナウイルス感染症拡大に対する取り組み、

"2022春季生活闘争の取り組み、 について述べられ、「新型コロナウイ ルス感染症の拡大で打撃を受け厳し い状況が待ち構えているが、組合員

の総力を挙げて春闘の勝利に向け全力で戦う」との決意を示しました。

続いて、オンライン中継にて、連合本部の山根木 晴久 副事務局長より「2022 春季生活闘争方針のポイント」と題した講演を頂きました。

「勤労者の家計は長期にわたり低迷し、コロナ禍で我慢を強いられている。セーフティネットが脆弱なため、有期・短時間・契約等労働者などが深刻な影響を受けており、経営基盤の弱い中小企業や、労働者は厳しい状況にある」そして「とりわけ、非正規雇用の約7割を占める女性労働者の雇用の不安定さから生活面への影響が大きく出ている。また、依然として是正されない男女間賃金格差をより拡大させ、固定化している。したがって、これまで以上に取り組みを強化する必要がある」として、連合白書と、ご用意頂いた資料に記載された重要なポイントについて、分かり易く説明を頂きました。



連合本部 山根木 副事務局長

その後、中澤 孝之 執行委員(自動車総連)による闘争開始宣言(案)の読み上げが全体の拍手で承認され、最後に、三輪 茂樹 副会長(電機連合)より"春闘への決意"が込められた閉会挨拶にて締め括られました。

2022春季生活闘争は、すべての労働者の立場にたって、働きの価値に見合った賃金の絶対額にこだわり、名目賃金の



到達目標の実現と最低到達水準の確保として、賃金の2%の賃上げ(定期昇給を含めて4%以上)を念頭においた目標を設定して取り組みを進めていきます。また、賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準となる2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円の賃上げと、賃金カーブ維持分4,500円を加えた総額10,500円以上を念頭においた目標設定とし、その到達水準目標の確保に向けて全力で取り組んでいきます。

〒400-0858 山梨県甲府市相生2丁目7-17 労農福祉センター内 TEL.055-228-0050 FAX.055-222-1189

URL. http://yamanashi.jtuc-rengo.jp/ E-mail. info@yamanashi.jtuc-rengo.jp

発行人 田中好久







# 22 経済4団体・224 山梨労働局に対し要請行動実施

# すべての労働者の立場に立った働き方の実現を目指し 2022春季生活闘争、要請書を手交

連合山梨は2月22日(火)に県内経済4団体、2月24日(木)に山梨労働 局に対し、4テーマ16項目に及ぶ要請書を提出しました。

内容は、すべての労働者の立場にたった働き方を目指し、"雇用安定と 長時間労働の是正や均等待遇の実現に向けた取り組み、"ジェンダー平 等・多様性への取り組み、"最低賃金の引き上げ、"アフターコロナに 対する働き方改革、の4つの主要項目について求めました。

経済4団体に対しては、労使間において共有する課題解決に向けて一緒 に取り組みを進めて頂ける様にお願いしました。経営者側からは、要請 内容の周知を行うとともに、内容を踏まえて協議を行っていくことと、 課題を正しく理解して進めて行きたいとのコメントを頂きました。

また、山梨労働局においては、連合からの要請書内容の一つ一つに対 して、各担当の方よりコメントを頂きました。この他にも労働局にて取



労働局への要請行動

り組んでいる施策についてのご説明を頂き、参加した連合役員との意見交換を実施しました。



経済4団体への要請行動

連合山梨は春季生活闘争の取り組みとして、例年この時期に要請行動 を行い、経済団体や労働局との信頼関係を深め、私たちの考え方に対す る理解を得ながら組合活動の前進を目指してこれからも取り組んでいき ます。

事務局長 田中 好久

- ① すべての労働者の立場にたった働き方
- ② ジェンダー平等・多様性への取り組み
- ③ 適正な水準への最低賃金の早期引き上げ
- ④ アフターコロナに対する働き方改革

# 🎇 全国一斉集中労働相談ホットラインを実施 🕽

### STOP雇用不安!みんなの力で職場を改善しませんか



連合は、2022年2月24日(木)~ 25日(金)の2日間、「STOP雇用不安! みんなの力で 職場を改善しませんか」を合言葉に全国一斉集中労働相談ホットラインを実施しました。

労働契約の更新時期を迎える年度末を迎えるにあたり、近年増加傾向にあるパワハラやセクハラ、退職勧奨 や解雇・雇止め等、"働く"、こと全般に関わる相談に対応するため、事前の学習会や街宣車による県内巡回、 FMラジオによる周知を行いながら準備を進めてきました。

期間中、①労働契約1件(雇用契約)、②社保税等1件(健康保険)の2件について相談が寄せられました。

また、近年の人出不足を反映してか、連合本部が常時受け付けている労働相談窓口には、"会社を辞めさせて くれない、という相談が増加傾向にあり、"働くこと、や"職場環境、に関して、まだまだ多くの課題が潜んで いるものと思われます。

労働法制という視点では、中小企業にも適用されている時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金のルール など、働き方改革関連法に関する労使双方の理解不足によるトラブルも増加していることから、私たち労働者 も "ワークルールに関する知識を身につける必要がある、ことを強く感じています。

副事務局長 大森 竜

# 2 g

# 連合山梨地協・地区協拡大2役会議を開催

連合運動の前進を図るべく意思統一!







連合本部政治センター 川島 千裕事務局長

2月9日(水)に、2022年度地協・地区協拡大2役会議を開催しました。この会議は2年に一度、連合山梨の運動の基軸となる定期大会の年に、3地協2役の出席のもと、連合運動の前進を図るべく取り組みの確認を行うことを目的として開催しています。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けてWEB開催とし、連合山梨・連合本部・地協・地区協役員を含めた計33名の参加にて開催しました。

会議では、連合本部政治センター 川島 千裕 事務局長より「政治に対する考え方」と、連合山梨 田中 事務局長より「連合山梨重点項目」について、それぞれ説明を行い、その後、参加者全員による意見交換を行いました。

最後に総括見解にて、窪田会長より、連合運動における地協・地区協の重要性について述べられ、会議を終了しました。 コロナ禍での活動制限により交流が少なくなっている中で、参加者同士の意見交換の場として有意義な会議となりま した。 副事務局長 白倉 範人

URO女性と共に! Women's Day



3月8日は国際女性デー

広<sup>めよう!</sup> #国際女性デー

3.8国際女性デーは1857年、ニューヨークの被服工場で多くの女性が亡くなった火災事故をきっかけとして、3月8日に行われた低賃金・長時間労働への抗議行動が起源と言われています。

そうした原点に思いを馳せながら、2022春季生活闘争の取り組みを力強く前進させていかなければなりません。

一人ひとりの行動で、すべての人たちの人権が保障され、 平等に、安心して働くことができる社会をめざしましょう。

2022春季生活闘争 3.8国際女性デー 全国統一 行動 中央集会が開催されます。

連合ホームページでもニュースとして掲載され ますので、是非ご閲覧をお願いします。



連合山梨としては、国際女性デーの周知を目的として、3/8 に街宣車で山梨県内を巡っての呼びかけを行います。 (詳細は、次号に掲載させて頂きます)

連合山梨 第93回メーデーのお知らせ《予定》

第 93 回メーデー スローガン

一人ひとりが尊重される 多様性を認め合う社会をめざし みんなが輝く未来をつくろう!

式 典

と き **4**月**28**日 (木) 18:30~

ところ YCC県民文化ホール 小ホール 祭 曲

と き 5月8日(日)13:30~

ところ YCC県民文化ホール 大ホール 労働相談

と き **5**月**9**日 (月) ~ **5**月**11**日 (水) 各日 **9:00** ~ **18:00** 

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、開催形態の変更や中止となる場合もあります。

# Action

# 3月6日は「36(サブロク)のE



### あなたの職場、「36協定 | をきちんと結んでいますか?



働く時間、休憩時間、休日、時間外労働は、 法律によって定められています。

働く時間 (労働時間)のきまり 法律で定められている労働時間(法定労働時間)は 原則1週40時間、1日8時間 です。

これを超えて働いた場合、時間外労働となります。

休憩時間のきまり

6時間を超える場合は45分以上、 8時間を超える場合は60分以上 の休憩が必要です。

1日の労働時間が、

休憩時間は労働時間の途中で 与えられなければいけません。

から離れて、 自由に使うこと ができる時間

休憩時間は

労働者が仕事

休日のきまり

1週間に1日、または4週間を通じて4日の休日 (法定休日)が必要です。

休日に働いた場合は、休日割増賃金△が支払われます。

時間外労働のきまり

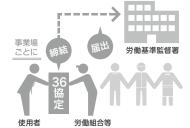
会社が労働者を時間外・休日労働させる場合は、事前 に「時間外労働・休日労働に関する協定」を労働基準 監督署に届け出る必要があります。

! 割増賃金

時間外に加え、休日、深夜に働 かせた場合、割増賃金を支払う

割増賃金率 25%以上 時間外労働 休日労働 35%以上 深夜労働 (午後10時~翌朝5時) 25%以上 ことが法律で定められています。

労働基準法第36条に 規定されていることから、 通称「36(サブロク)協定」 といいます。



36 協定では、

● 1 日に何時間、月に何時間、年間で何時間まで残業するのか

- ●残業をさせる必要のある業務の種類や労働者の数
- ●延長事由(時間外労働をさせる必要のある具体的事由)…などを労使で協定します。

36協定は、就業規則などと同様に、オフィスや作業場の見やすい場所に備えたり、 書面で交付したりするなど、労働者に周知することが必要です。 (労働基準法第 106 条)

### ちゃんと選んでる? 「過半数代表者」

36協定は使用者(会社)と労働者の過半数を組 織する労働組合などが協議のうえ結ぶもので す。過半数労働組合がない場合には、労働者の 過半数を代表する「過半数代表者」が使用者と 協定を結ぶことになります。

働く仲間を守る36協定を結ぶためにも、投票や 挙手などの民主的な方法により、「過半数代表 者」を適正に選びましょう。

過半数労働組合 ではない場合 組合の委員長や役員が 過半数代表者に 立候補しよう!





「36協定 ハンドブック」 (pdf) はこちら



### 連合山梨会館(仮称)の建設に伴う経過報告

れんごうやまなしNo.368にて完成予定図をお示ししました。今後は、建築業者選定を経て、見積提出を依頼予 定ですが、第5回執行委員会において提起しました専門的な見地でアドバイスを頂き、より良い会館建設ができ



るよう、支援業務委託を山梨県建築設計協会のご紹介により3社から見積もり を取りました。

結果、株式会社進藤設計事務所 (甲府市塩部) に依頼することとなりました。 今後は、建設に伴う細かな部分の協議を行い業者を決定してまいりたいと思 います。

# 法律相談 &「心のケア」カウンセリング のお知らせ



法律相談

4月5日(火)

5月11日(水)

6月9日(木)

相談時間/15:30~17:30 (相談時間 1人30分無料)

「心のケア」 カウンセリング

6 日(水)

5月11日(水)

8日(水)

カウンセリング時間/ 18:30~20:30 (カウンセリング時間 1人50分無料)

〈 法律相談・カウンセリングの開催場所について 〉

**労農福祉センターの建替え予定のため、5月以降の面談場所につきましては、別途連絡いたします。** 

【お申込み】やまなし勤労者サポートセンター(担当・清水) 【お問合せ】TEL 055-227-6290 FAX 055-222-1189